

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定口座の利便性向上		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>特定口座は、個人投資家の納税手続の負担を軽減するために設けられた制度で、平成15年1月の制度開始以来、約3,200万口座（平成29年6月末時点）が開設されており、個人の有価証券投資のインフラとして定着している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>特定口座の利便性の向上を図る観点から、上場会社の役職員等に付与される事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受入れを可能とするなど、所要の措置を講じること。</p> <p>※事後交付型の株式報酬</p> <p>中長期の業績向上に向けたインセンティブを付与すること目的に上場会社の役職員等に対して交付される株式報酬。例えば、事前に交付する株式数を確定した上で、一定の職務執行期間が終了した後に交付される株式（いわゆる「事後交付型リストラクテッド・ストック」）や、一定の業績連動期間が終了した後に、その間の業績等に応じて交付される株式（いわゆる「パフォーマンス・シェア」）が該当する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第35条の2の4、第35条の2の5、 地方税法施行令附則第18条の4、第18条の4の2、 租税特別措置法第37条の11の3 等</p>		
減収見込額	<p>[初年度]        -        (    -    )        [平年度]        -        (    -    ) [改正増減収額]        -        (    -    )        (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特定口座の利便性向上により、投資者利便の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定口座は、個人投資家の納税手続の負担を軽減するために設けられた制度で、平成15年1月の制度開始以来、約3,200万口座（平成29年6月末時点）が開設されており、個人の有価証券投資のインフラとして定着している。</p> <p>平成29年4月以降、上場会社の役職員等に対し一定の職務執行期間後に付与される株式報酬については、当該上場会社における損金算入が可能となったことにより、導入する企業が増加。</p> <p>一方、特定口座に受け入れることができる株式は、租税特別措置法令に列挙されているところ、事後交付型の株式報酬として交付される株式は規定されておらず、特定口座への受入れができない現状。</p> <p>これらを踏まえ、事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受入れを可能とし投資者利便の向上を図る必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	約 3,200 万口座 (平成 29 年 6 月末の特定口座数)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、特定口座の利便性向上につながり、利用者利便の向上に適うサービスの提供に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、特定口座の利便性を向上させるものであり、妥当である。
	ページ	8—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	特定口座制度は平成 15 年 1 月に導入。
ページ	8—3